

障がいをお持ちの方または生活保護を受給されている方へ

放送受信料が減免される場合があります。

日本放送協会（NHK）が定める次の要件に該当する場合、申請をされますと放送受信料が減免されます。

■減免の適用条件

種 別		全 額 免 除	半 額 免 除	
障がい	身体障害者手帳	手帳所持かつ世帯構成員全員が非課税の場合。	視覚・聴覚障がい者	視覚または聴覚障がいにより身体障害者手帳の交付を受けた方が世帯主の場合。
			重度の身体障がい者	等級が1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けた方が世帯主の場合。
	療育手帳	手帳所持かつ世帯構成員全員が非課税の場合。	等級がAの療育手帳の交付を受けた方が世帯主の場合。	
	精神障害者保健福祉手帳	手帳所持かつ世帯構成員全員が非課税の場合。	等級が1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が世帯主の場合。	
生活保護		受給者である場合。		

■減免の申請について

- ①申請書に必要事項を記載し、町に免除事由の証明をもらう。（申請書は町窓口を用意しております）
- ②証明を受けた申請書をNHKに提出（郵送）する。

※その他の必要書類については、お問い合わせください。

問 NHKふれあいセンター ☎0570-077077
福祉介護課 ☎0240-27-2115

双葉警察署からのお知らせ

■本署機能移転について

双葉警察署は、3月30日から本署機能を富岡町の富岡本庁舎に移転します。移転にともない、道の駅ならはに所在する臨時庁舎は、【双葉南部臨時庁舎】へと名称変更になります。

■窓口業務について

本署機能移転にともなう、3月30日以降の窓口業務は、次のとおり行います。

●交通窓口

- ・運転免許更新・記載事項変更等
- ・自動車保管場所証明等
- ・道路使用許可申請

今までどおり【双葉南部臨時庁舎】のみで行い、富岡本庁舎ではできません。

●生活安全窓口

- ・銃砲、風俗、警備業、古物関係の申請および届出

【富岡本庁舎】のみで行い、双葉南部臨時庁舎ではできません。

●警備窓口

- ・示威行進・示威運動の申請
 - ・小型無人機等飛行禁止法に基づく通報書の提出
- 【富岡本庁舎】のみで行い、双葉南部臨時庁舎ではできません。

※収入証紙（各種申請にともなう手数料）は、富岡本庁舎、双葉南部臨時庁舎とも売りさばき所がありませんので、事前に購入し、お持ちください。

その他、不明な点については、午前9時から午後5時までの間（土日祝日除く）にお問い合わせ願います。

問 双葉警察署 ☎0240-22-2121
双葉南部臨時庁舎 ☎0240-25-1500

国民健康保険を喪失する（やめる）手続きについて

国民健康保険を喪失する（やめる）手続きは、自動的にには行われません。資格を喪失したときは、手続きをしてください。資格を喪失してから、国保の保険証を使用しますと、あとで支払われた医療費を

お返しいただきますのでご注意ください。

届出は異動のあった日から14日以内に、必ず手続きをしてください。

国民健康保険を喪失する手続き

こんなとき	届出に必要なもの
職場の健康保険に加入したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・新しく加入した健康保険証（名前が記載されたもの）または、健康保険取得証明書 ・国民健康保険証、免除証明書、各種認定証 ・印鑑 ・身分証明書
広野町で国民健康保険に加入していた方が、ほかの市区町村に転出したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証、免除証明書、各種認定証
死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証、免除証明書、各種認定証

手続きをする場所

- 町民保健課 医療年金係 ☎0240-27-2113

※窓口にお越しになるのが難しい場合、喪失手続きについては郵送でもお取り扱いしています。郵送の場合は、「新しく加入した健康保険証（全員分）をコピー」していただき、その余白あるいは別紙に、

- [1] 窓口にお越しになれない理由
（仕事の都合で窓口での手続きが困難であり、郵送による手続きを依頼したいなど）
- [2] 住 所

[3] 氏 名

[4] 電話番号

をご記入いただき、「不要となった国民健康保険証（現物）」とともに下記までお送りください。到着次第、喪失処理を行います。

※郵便の配達記録が残ることをご希望の方は、「簡易書留」での郵送をおすすめします。（郵便局へ持参する必要があります）

※個人の任意で国民健康保険を喪失することはできません。

復興支援バス路線の廃止および割引乗車証の発行の終了について

平成23年度より、復興支援バスを運行していましたが、応急仮設住宅の供与期間の終了にともない、復興支援バスの運行も平成29年3月31日で廃止となります。

ご利用いただいていた皆さまには大変ご不便をお

かけいたしますが、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

問 復興企画課 企画振興係 ☎0240-27-1251